

4. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動(①)及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動(②)を支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

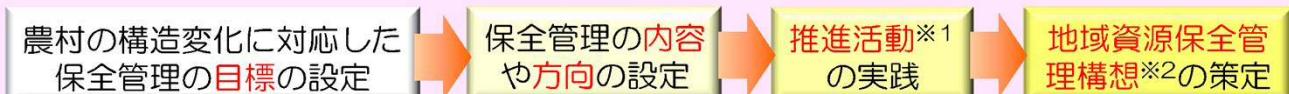
活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は点検の結果に基づき実施の必要性を判断）



※研修は、活動期間中に1回以上実施

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。



※ 1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※ 2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの。組織は活動期間中に本構想を策定する。